

令和6年8月22日

各位

会社名 株式会社アイビー化粧品
代表者名 代表取締役社長 白銀 浩二
(コード番号 4918 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 経営管理部 部長
役職・氏名 中山 聖仁
電 話 03-6880-1201

第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、令和6年8月6日開催の取締役会において決議致しました第三者割当の方法による第5回新株予約権（行使価額修正条項付、以下、「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（925,000円）の払込が完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、令和6年8月6日公表の「第三者割当による第5回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（ご参考）

「本新株予約権」の概要

| | |
|------------------------------------|---|
| (1) 割当日 | 2024年（令和6年）8月22日 |
| (2) 発行新株予約権数 | 12,500個 |
| (3) 発行価額 | 総額925,000円 (本新株予約権1個につき74円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,250,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権について、上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権について、下限行使価額は300円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,250,000株です。 |
| (5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額） | 375,925,000円（差引手取金概算額：361,059,262円） (内訳) 新株予約権発行による調達額：925,000円 新株予約権行使による調達額：375,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は減少する可能性があります。 |
| (6) 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額 300円（本発行決議前取引日の終値の約110%） 行使価額は、割当日以後、本新株予約権の発行要項第17項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 300 円（以下、「下限行使価額」といい、本新株予約権の発行要項第 10 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p> |
| (7) 募集又は割当方法 (割当先) | 三田証券株式会社に対して第三者割当の方法によって行います。 |
| (8) 本新株予約権の行使 期間 | 令和 6 年 8 月 23 日から令和 9 年 8 月 22 日までとします（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とします。）。 |
| (9) 資金の使途 | <p>① 当社開発研究所の機能強化及び L a b o 営業部門の創設・運営資金</p> <p>② 当社創業 50 周年に向けた大型製品の研究開発費</p> |
| (10) その他 | <p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結しました。</p> <p>本買受契約においては、割当先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定されております。</p> |